

同一指数世帯の優先順位表

優先順位	細 目
第1順位	希望順位の高い者
第2順位	兄弟姉妹が希望の保育所(園)に在所(園)
第3順位	ひとり親家庭
第4順位	両親とも不在又はそれに準じる世帯
第5順位	入所希望児童に障害等があり、手厚い保育を必要とする
第6順位	入所希望児童が多胎児
第7順位	虐待DV等により、社会的養護が必要な家庭
第8順位	生活保護の家庭
第9順位	保護者が車または免許を保有していないため、徒歩圏内を希望する世帯
第10順位	中心者が失業し、就労の必要性が高い家庭
第11順位	育児休業が明け、復帰が確定している家庭
第12順位	単身赴任の家庭
第13順位	就労(就学)時間が保育所開所時間内である世帯
第14順位	第14順位は、次の順で優先する。 1. 65歳未満の養育可能祖父母のいない世帯 2. 祖父母が同居していない世帯
第15順位	第15順位は、次の順で優先する。 1. 未就学児童の多い世帯 2. 小学校3年生以下の児童の多い世帯 3. 小学校3年生以下の児童の平均年齢の低い世帯
第16順位	第16順位は、次の順で優先する。 1. 居宅外で就労している。 2. 居宅内で就労している。
第17順位	通勤時間の長い世帯
第18順位	選考基準指数の高い者

1. 第2順位については、入所申込児童と入れ替わりで兄弟姉妹が卒園・退園する場合は優先としない。
2. 第4順位「両親とも不在に準じる世帯」については、入所選考会議にて認定する。
3. 第14順位でいう養育可能祖父母とは、65歳未満の祖父母で無職の者をいう。ただし、病気・障害・介護にあたる場合は除く。